

スポーツ安全保険のあらまし

目次

1	スポーツ安全保険とは	P.1
2	加入区分・掛金・補償額	P.2~P.3
3	ご加入について	P.4
4	重要事項説明書	P.5
5	支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合 事故のときは	P.6~P.7
6	各種連絡先	P.8

 公益財団法人 スポーツ安全協会



加入対象 スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う5名以上の団体・グループが、ご加入になります。



1 スポーツ安全保険とは

加. 続きを行った**5名以上のアマチュアの社会教育関係団体**(注)(スポーツ・レクリエーション・文化活動等を行う団体・グループ)の構成員を被保険者(補償の対象となる方)とし、(公財)スポーツ安全協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間に、**傷害保険(突然死葬祭費用担保特約付)**と**賠償責任保険**を一括契約した補償制度です。

(注)社会教育関係団体とならない例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できません。)

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償



中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分で加入の場合でも「団体活動中およびその往復中」のみが対象となります。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることにより、法律上の損害賠償責任を負うことよって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



※AW区分で加入の場合でも「団体活動中およびその往復中」のみが対象となります。

補償対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

団体での活動中

加入手続きを行った「**団体の管理下**」における**団体活動中**(注)の事故

※AW区分に限り、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も対象(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除く。)

(注)詳しくはP.2、P.3の各種解説①②③をご覧ください。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注)との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ 学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における**児童、生徒、学生または幼児**の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。**学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

対象とならない例 ⚠ 次にあげるものは「団体管理下の団体活動」とはなりません。

- × ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
- × 自転車や陸上競技、スキーなどの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- × 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合



● 個人でスキーに出かけた場合

2 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。
 ※傷害保険の入院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当りの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合)

加入区分		年間掛金 (1人当たり)	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	文化活動	スポーツ活動	補償対象	補償対象外	死亡
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1 800円	A1	800円	団体活動中と その往復中	○	○	○	×	2,000万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	AW 1,450円	AW	1,450円	上記以外	○	○	○	×	2,100万円 ※中学生以上 100万円 ※小学生以下
高校生 以上 65歳以上 の方も加入 できます。	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ◆ボランティア、地域活動であっても、スポーツ活動(下記「各種解説」の「④スポーツ活動とは」をご覧ください。)を行う場合は補償の対象となりません。C区分でご加入ください。 ※子どもを相手にスポーツ活動を行う大人は指導者の扱いとなり、AC区分またはC区分となります。 ※団体員の送迎の際、自動車事故によって賠償責任を負った場合、賠償責任保険は補償の対象となりません。	A2 800円	A2	800円		○	×	○	×	2,000万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C 1,850円	C	1,850円		○	○	○	×	2,000万円
大人	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 ◆高校生以上の方への指導や、自身のスポーツ活動(練習・試合)は補償されません。C区分でご加入ください。 ※スポーツ活動以外の指導者はA2区分となります。 ※団体員の送迎、応援、準備、片付けも補償の対象となります。	AC 1,300円 C区分でも加入できます。	AC	1,300円 C区分でも加入できます。	団体活動中と その往復中	○	○	○	×	1,000万円 子どもに対する指導中のみ
	スポーツ活動	B 1,000円 C区分でも加入できます。	B	1,000円 C区分でも加入できます。		○	○	○	×	600万円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 ※該当する種目は、下記「各種解説」の「⑤危険度の高いスポーツ活動とは」をご覧ください。 山岳登山 アメリカンフットボール	D 11,000円	D	11,000円		○	○	○	○	500万円

短期スポーツ教室の加入区分(教室ごとに5名以上でご加入ください。) ◆インターネット(スポ安ねっと)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入

Web限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動 ※対象となる条件は、下記「各種解説」の「⑥短期スポーツ教室とは」をご覧ください。 ※野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレーニングなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。	800円	短期スポーツ教室	800円	団体活動中と その往復中	○	○	○	×	2,000万円
--------------	--	------	----------	------	-----------------	---	---	---	---	---------